

議案第13号

富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

給水人口の増加等に伴い、富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「108,000人」を「113,000人」に改め、同条第4項中「43,300立方メートル」を「35,600立方メートル」に改める。

第3条第2項中「管理者」の次に「の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を加える。

第7条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。